

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成28年1月7日(2016.1.7)

【公表番号】特表2014-533876(P2014-533876A)

【公表日】平成26年12月15日(2014.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2014-069

【出願番号】特願2014-541805(P2014-541805)

【国際特許分類】

F 21 S 2/00 (2016.01)

F 21 S 10/02 (2006.01)

F 21 Y 115/10 (2016.01)

【F I】

F 21 S 2/00 3 4 0

F 21 S 10/02 1 0 0

F 21 Y 101:02

【手続補正書】

【提出日】平成27年11月11日(2015.11.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

組み合わせで複数の異なるカラーの光を発生する複数の光源と、

前記複数の異なるカラーの光を混合する第1室と、

前記第1室に結合され、前記光源から放出された光を更に混合する、光出射平面内にある少なくとも1つの光出射面と、

前記複数の光源を格納すると共に少なくとも1つの壁及び前記第1室と連通する開口を有する第2室であって、前記少なくとも1つの壁は前記複数の光源から放出された光が前記少なくとも1つの光出射面に直接当たるのを防止し、前記開口は前記複数の光源から放出された光が該開口を介して前記第2室から前記第1室へ進行するのを可能にする第2室と、

を有する照明器具であって、

前記第1室及び前記少なくとも1つの光出射面が、一緒になって、前記複数の光源から放出された光を前記少なくとも1つの光出射面を射出する全ての光が輝度及び/又はカラーに関して実質的に均一になるように混合し、

前記複数の光源から放出された光は、前記光出射平面に向かう方向に放出される成分を少なくとも含む、

照明器具。

【請求項2】

前記少なくとも1つの光出射面が少なくとも1つの直接見える面を含む、請求項1に記載の照明器具。

【請求項3】

前記第2室が前記複数の光源から放出された光を混合する、請求項1に記載の照明器具。

【請求項4】

前記第1室が少なくとも1つの光反射面を含む、請求項1に記載の照明器具。

**【請求項 5】**

前記少なくとも1つの光反射面が少なくとも1つの反射性拡散面を含む、請求項4に記載の照明器具。

**【請求項 6】**

前記少なくとも1つの光反射面が、前記複数の光源から放出された光の少なくとも一部を前記少なくとも1つの光出射面に向かって反射する、請求項4に記載の照明器具。

**【請求項 7】**

前記少なくとも1つの光反射面が少なくとも1つの第1光反射面であり、前記第2室が少なくとも1つの第2光反射面を含む、請求項6に記載の照明器具。

**【請求項 8】**

前記複数の光源から放出された光の前記一部は前記複数の光源から放出された光の第1部分であり、

前記少なくとも1つの第2光反射面は、前記複数の光源から放出された光のうちの前記第1部分とは異なる少なくとも第2部分を前記少なくとも1つの第1光反射面に向かって反射する、請求項7に記載の照明器具。

**【請求項 9】**

前記少なくとも1つの第1光反射面が入射光反射点を含み、

前記少なくとも1つの第2光反射面が前記光の第2部分を前記入射光反射点に向かって、前記光の第1部分及び第2部分が共に前記第1反射面により前記入射光反射点から同一方向に前記少なくとも1つの光出射面に向かって反射されるように反射する、請求項8に記載の照明器具。

**【請求項 10】**

前記開口内に配置されたレンズ、プリズム、鏡面反射器及び光拡散器の少なくとも1つを含む、請求項1に記載の照明器具。

**【請求項 11】**

前記第1室内において前記開口と前記少なくとも1つの光出射面との間に配置された透過性光拡散器を更に有する、請求項1に記載の照明器具。

**【請求項 12】**

前記複数の光源が第1の複数の光源であり、

当該照明器具が、前記第1室と光を通じると共に第2の複数の光源を格納した第3室を更に有する、請求項1に記載の照明器具。

**【請求項 13】**

前記第1の複数の光源は第1組のカラーの光を発生し、前記第2の複数の光源は前記第1組のカラーとは異なる第2組のカラーの光を発生し、前記第1組のカラーと前記第2組のカラーとの組み合わせが前記複数の異なるカラーの光を形成する、請求項1\_2に記載の照明器具。

**【請求項 14】**

前記第1組のカラーの光は第1の単一のカラーの光であり、

前記第2組のカラーの光は第2の単一のカラーの光である、  
請求項1\_3に記載の照明器具。

**【請求項 15】**

前記複数の光源が第1の複数の光源であり、

当該照明器具が、前記第1の複数の光源を含む第1の多チャンネル照明ユニット、第2の複数の光源を含む第2の多チャンネル照明ユニット、及び前記第1室と光を通じると共に前記第2の多チャンネル照明ユニットを格納した第3室を更に有する、  
請求項1に記載の照明器具。